

**12月13日から「ドローンフィールド」の利用を開始します！**  
 ～利用開始に先立ち手続き等を市ホームページで公開、利用手続きを開始～

千葉市では、ドローン関連分野の市内企業の技術開発及び市外企業の本市への立地を促進するため、市内の郊外に立地する一部の市有施設の敷地を活用した「ドローンフィールド」の利用を12月13日から開始しますので、お知らせします。

また、利用開始に先立ち、利用手続き等を市ホームページで公開するとともに、事前登録の手続きを開始しますので、併せてお知らせします。

## 1 利用開始日

平成29年12月13日（水）9：00から

## 2 利用手続きの流れ

### ① 事前登録申込（11月29日（水）以降）

ドローンフィールドの利用を希望する法人（以下「利用者」）は、市ホームページに掲載の利用ルールの順守並びに操縦者の資格等、利用条件を確認したうえで、ちば電子申請サービスを利用して事前登録を申込

【市ホームページURL】

[https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/sogoseisaku/tokku/tokku\\_dronefield.html](https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/sogoseisaku/tokku/tokku_dronefield.html)

### ② 申込内容確認

千葉市は、申込内容と提出資料から利用条件に適合しているか確認

※不備等があればヒアリングし、要件の適合や追加書類等の提出を求める。

### ③ 登録可否通知

千葉市は、登録可否を利用者にメールで通知

### ④ 予約状況確認

利用者は、市ホームページでドローンフィールドの予約状況を確認

※予約状況はリアルタイムの更新ではないため参考

### ⑤ 利用申込（12月8日（金）以降）

利用者は、利用日時を指定してAirMapにより申込

※事前登録が完了していることが必要

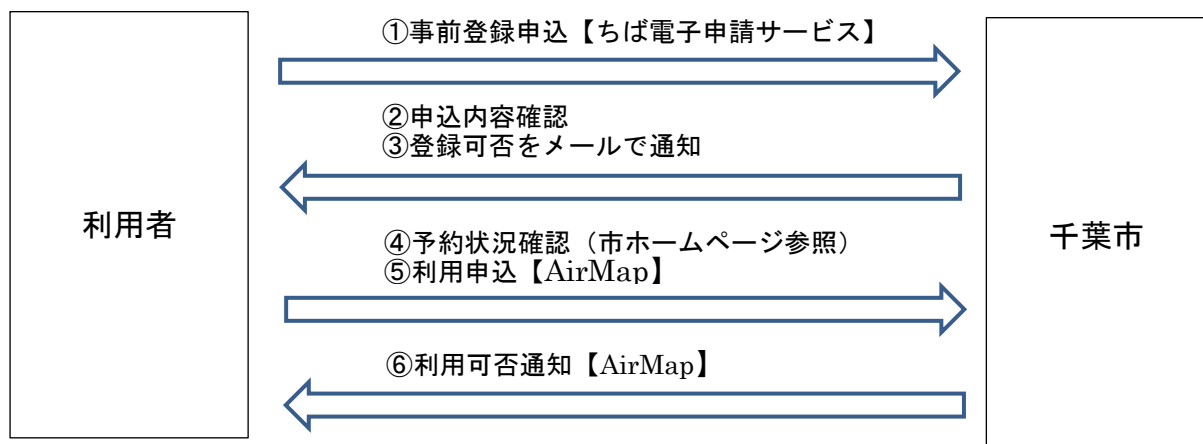
※AirMapは、楽天AirMap株式会社が提供するUTM（無人航空機管制）システム

### ⑥ 利用可否通知

千葉市は、利用者へAirMapにより利用可否の通知

※予約は先着順。通知を受け取った利用者は、ルール順守のうえ予約した日時に利用

## <手続きフロー>



### 3 利用ルール

#### (1) 利用対象者

- ・千葉市内に事業所を持つ法人
- ・千葉市内に事業所を持たない法人は、市内への企業立地を検討できる法人  
※市外法人には事前登録時に企業立地に関する意向を確認
- ・その他市長が認める者（市と連携した事業を行う者や公共団体等）

#### (2) 利用料・利用時間

- ・利用料：無料
- ・利用時間：1日単位（9時～17時）

#### (3) 利用申込期間

	利用対象者	申込期間等に関する規定	
1	市内に事業所を持つ法人または 事業計画認定企業（千葉市所有型、 賃借型及び累積投資型企业立地促進 事業計画の認定を受けた補助対象者）	利用申込期間	利用開始の30日前から 利用日の3開庁日前迄
		同時予約可能日数	5日間
2	市内に事業所を持たない法人	利用申込期間	利用開始の15日前から 利用日の3開庁日前迄
		同時予約可能日数	3日間
3	市長が認める者	協議による	

※利用日の2開庁日前までに利用しようとする者がいなかった場合で、特に支障がないと認める場合は、利用申込が可能

#### (4) 操縦者の資格、利用できる無人航空機

- ・操縦者は、国土交通省の「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」の基準と同等な者（10時間以上の飛行経歴を有するなど）
- ・利用できる無人航空機は、航空法第132条及び第132条の2の規定に基づく許可・承認実績のある機体等とし、該当しない機体は地面とワイヤー等での係留措置を規定

#### (5) 飛行方法

- ・フィールドごとに周辺状況等により利用範囲、飛行高度等を設定
- ・飛行区域逸脱の監視や第三者等に対する安全を確保するため、補助者の配置を規定

### 4 スケジュール

- 11月29日 利用手続き等公開（市ホームページ）  
事前登録の申込手続き開始
- 12月 8日 利用の申込手続き開始（事前登録を完了した法人のみ予約可能）  
13日 利用開始